

食安輸発1227第1号
平成23年12月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産青とうがらし及びその加工品)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年12月20日付け食安輸発1220第1号）にて通知したところです。

今般、モニタリング検査において、韓国産生鮮青とうがらしからシメコナゾールを検出したことから、同通知の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
青とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。	シメコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるシメコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加し、同通知の別添1の2を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

また、条件の項に示す輸出業者のID確認は、パッキングリストのREMARKSにある登録IDを、食品等輸入届出書の備考欄へ記載させることで行うので、輸入者に対しその旨を指導するとともに、モニタリング検査等の現場検査時には、カートンに貼付される別添の登録ID様式の確認を行うようお願いいたします。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするのでよろしく申し上げます。また、本取扱いを変更する期日については、別途連絡することとします。